

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の公開情報を元に作成し、会員の皆様に
配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報(R1.11.1 第 528 号より)

●トラック運送業の健全な発達に向けた改正制度がスタート

トラック運送業の健全な発達及びトラックドライバーの労働条件の改善等を図
るための「規制の適正化」と「事業者が遵守すべき事項の明確化」について、
貨物自動車運送事業法の一部が改正され 11 月 1 日より施行されました。

これに伴い、必要な認可を受けずに増車や減車を行っていた場合や、社会保険等の
未納があった場合、損害賠償の支払能力確保義務違反があった場合について、
行政処分の量定が新設されました。

詳細やその他の改正事項については以下をご覧ください

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000199.html